

知的財産から見た長野県の特産品（食品）

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、県の産業振興施策と連動して支援を行っています。今回は食品に関する特産品に絞って知的財産権（商標権）登録の現状把握を行い、今後の方策を検討しました。



2. 長野県の特産品の商標登録状況

(1) 検討対象の特産品

長野県が発祥とされる多くの特産品が全国的に知られ、地域のイメージ形成に貢献している場合が多くあります。ところが、中には、県外で生産されているものもあります。そこで、長野県の特産品から15種を抜粋し、ブランド（商標）の登録状況と課題の抽出・対応について検討を行いました。これら15種はインターネット上においても、長野県あるいは長野県内の特定地域の特産品として説明されているものです。

- ① 「信州そば」、② 「戸隠そば」、③ 「信州みそ」、④ 「おやき」、⑤ 「野沢菜」、⑥ 「信州りんご」、⑦ 「おいだれ／美味だれ」、⑧ 「佐久鯉」、⑨ 「安曇野わさび」、⑩ 「山賊焼き」、⑪ 「伊那ローメン」、⑫ 「市田柿」、⑬ 「すんき」、⑭ 「駒ヶ根ソースかつ丼」、⑮ 「五平餅／御幣餅」

(2) 特産品の商標登録状況

a. 調査項目

J-P l a t P a t（特許情報検索）により、特産品の名称が含まれる商標登録件数、県内出願人による件数、長野県及び全国の最先出願時期、団体等（自治体、生産者組合等）による出願の有無やその内容を調査しました。

b. 調査結果1

権利者の8割以上が県内の場合と未満に分けて【図1】に一覧を作成しました。

長野県が発祥の特産品、例えば、「信州そば」、「おやき」、「野沢菜」、「信州りんご」はそれらが名称につけば、長野県産の商品と思われがちです。しかし、実際には、長野県内の権利者は、それぞれ、16件中11件（69%）、32件中16件（50%）、12件中9件（75%）、4件中2件（50%）であって他県の企業等に利用され、長野県産ではない場合が多く発生しています。

また、「山賊焼き」は長野県と共に山口県の名物（Wikipediaより）ですが、実際には広島、愛知、群馬、三重各県の企業が登録商標を保有しており、名産・郷土料理とされる長野・山口各県では商標権を保有していません。

「五平餅」は愛知県・奥三河地域のほか、長野県・木曾、伊那地域、岐阜県・飛騨地域など、中部地方の山間部発祥の郷土料理で、江戸時代中期にはすでに食べられて

いたといわれる」(農林水産省)が、商標登録がされていないため、商標法上は使用制限のない特産品です。

なお、「ソースかつ丼」は、発祥の福井県、東京都を初め全国的に名物になっています。長野県の特産品は「駒ヶ根ソースかつ丼」です。



c. 調査結果2

図1によると、権利者が8割の上下、すなわち長野県の地域としてのブランドが維持されている場合と維持されていない場合との差は、①その地域(長野県)内で権利を保有し、かつ②自治体や業界の組合(農業協同組合等)が権利を保有しているか否かによって大きく分かれることが読み取れます。特に出願時期が全国最先(他の県からの出願よりも早い)か否かによって分かれ、最先でない場合には他県からの出願が多く出される傾向にあります。特産品の拡散を防ぐためには、自治体や業界の組合が、早く商標を出願することが望まれます。

なお、「信州そば」、「おやき」等は古くから使用されて著名になっており、商標登録の機会を失したものとも推定されます。このような場合には、地域団体商標制度がありますので、制度概要と長野県の登録状況を次項で紹介します。

【図1】 特産品の商標登録状況

	特産品	県内件数 ／全件数	全国 最先	団体 等 の 権利	団体等の名称	代表的な商標 (「地域」は地域談 笑商標を表わす)
県 内 の 権 利 者 が 8 割 以 上	戸隠そば	6 / 7 (86%)	○	有	戸隠そば協同組合	 1件
	信州みそ	6 / 6 (100%)	○	有	長野県味噌工業協同組合	信州味噌 団体等 5件
	美味だれ	4 / 4 (100%)	○	有	上田市	 4件
	佐久鯉	2 / 2 (100%)	○	有	佐久養殖漁業協同組合	佐久鯉 地域 1件
	安曇野 (わさび)	4 / 4 (100%)	○	有	あづみ農業協同組合	あづみ野 ＼安曇野 2件
	伊那ローメン	2 / 2 (100%)	○	有	伊那商工会議所	イナローメン 1件
	市田柿	3 / 3 (100%)	○	有	J Aみなみ信州	市田柿 地域 1件
	すんき	8 / 8 (100%)	○	有	木曾町	 木曾のすんき 地域 4件
	駒ヶ根ソースか	2 / 2	○	有	駒ヶ根商工会議所	駒ヶ根ソースかつ

	つ井	(100%)				井 地域 2件
同 8 割 未 満	信州そば	11 / 16 (69%)	×	有	長野県信州そば協同組合	 1件
	おやき	16 / 32 (50%)	×	有	一般財団法人白馬村振興公社	 1件
	野沢菜	9 / 12 (75%)	×	△ 放棄	(長野県漬物協同組合連 合会)	
	信州りんご	2 / 4 (50%)	×	無		
	山賊焼き	0 / 7	×	無		
	五平餅	0 / 10	×	無		

3. 地域団体商標について

(1) 地域団体商標とは

通常の商標は「地域名＋商品名（サービス名）」の組合せからなる文字の商標は、全国的に認識できる程度に周知（有名）になっていなければ登録されません。しかし、地域経済の活性化を目的に、一定の条件に該当する場合に登録要件を緩和したものが地域団体商標です。以下に緩和された登録要件を記します。

【図2】 地域団体商標の概要と、登録要件

概要	地域名称ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を独占的に使用することができる。
保護対象	「地域名」＋「商品（サービス）名」の文字
登録主体	農協等の事業協同組合、商工会・商工会議所、NPO法人等
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の名称と商品・サービスが関連性を有すること。（産地名等） ・商標が需要者の間に広く知られていること。 ・一般の商標登録要件を満たしていること。
使用方法	・地域団体商標マークと共に使用（推奨）
品質管理等	商標権者の自主管理

(2) 地域団体商標の登録状況

地域団体商標は全国で759件、長野県では10件が登録されています。長野県の登録のうち、食品では以下が登録されています。

対象	商標 (ブランド)	権利者（出願人）	指定商品又は役務
水産食品	佐久鯉	佐久養殖漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県佐久市・北佐久郡・南佐久郡の区域で養殖される食用鯉（生きているものを除く。） ・長野県佐久市・北佐久郡・南佐久郡の区域で養殖される食用鯉（生きているものに限る。）

	信州サーモン	長野県養殖漁業協同組合 信州虹鱒養殖漁業協同組合 佐久養殖漁業協同組合	ニジマス（雌）とブラウントラウト（性転換雄）を交配した全雌異質三倍体で、長野県内で養殖した魚（生きているものを除く）
加工食品	市田柿	みなみ信州農業協同組合 下伊那園芸農業協同組合	長野県飯田市・下伊那郡産の干し柿
	駒ヶ根ソース かつ井	駒ヶ根商工会議所	・長野県駒ヶ根市周辺地域を発祥地とするソースかつ井 ・長野県駒ヶ根市周辺地域における同地域を発祥地とするソースかつ井の提供

（3）考察

地域団体商標においても通常の商標と同じ審査基準が適用されます。このため、たとえば、第4条第1項第11号「当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標」、同第10号「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標」と認定された場合には登録されません。これは、出願人が特定する地域以外から先に出願された商標の中にその文字が記載されていた場合には、登録されないことを意味します。

このことは、古くから使用されて広く知られているブランドは保護されにくいことを意味します。これにより、「信州そば」、「おやき」、「野沢菜」等は地域団体商標の対象になりにくかったものと思われます。

地域団体商標は、「商標が需要者の間に広く知られていること」と共に、出願人以外の他の出願商標に記載（使用）されていない程度の周知性が必要とされます。このため、本制度は、比較的歴史が浅く、ある程度は広く使用してはいるものの、あまり他者に利用されていないような発展途上のブランドの保護に適した制度と推察されます。

4. まとめ

地域特産品のブランド保護は、権利保護と共に、地域の産業の活性化に重要な役割を果たしています。そして、事業協同組合や市町村、商工会・商工会議所等の公共団体にも大きな役割があります。

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、知的財産面から支援を行い、地域の更なる発展に寄与したく、これらの団体との連携を重視した活動を推進する所存ですので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

（原稿作成2021年1月）